

国民年金

10月から現況届の廃止に向け 事前周知が始まりました！



住民基本台帳ネットワークを活用し、受給者からの現況届（はがき）を廃止するサービスが、今年10月からスタート（12月生まれの人から省略の対象）しますが、受給者への事前広報として、社会保険庁は、18年5月（6月生まれの人）から10月（11月生まれの人）に送付する現況届に「事前周知のリーフレット」を同封することになりました。現況届の廃止は、年間約2、600万人が対象ですが、円滑な事業推進のため、事前に周知を図ることが目的です。

6月生まれの人から現況届とともに事前周知のリーフレットを送付し、今後も毎月毎に同様のリーフレットを送付してまいります。12月生まれから現況届が省略されますが、このときも提出が不要になったことのお知らせをする予定です。

○学生の人で、本人の所得が一定額以下の場合に、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が猶予されます。

住基コードを活用するため、現況届の廃止は住民票コード収録者となりますが、住民票コードが確認できない人については、18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定です。また、加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な人については、社会保険庁から送付する「生計維持確認届」が必要です。障害の程度の確認については、医師による診断書が必要のため、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。

○夜間部、定時制課程、通信制課程及び各種学校（修業年限1年以上）の学生も対象となります。

○承認期間は、平成18年4月（または20歳の誕生日）から平成19年3月までです。

○手続きは、毎年必要です。

※注意！承認期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

▼必要なもの

- ・ 年金手帳
- ・ 在学証明書または学生証（「ブルー可」）
- ・ 印かん

収入が少なく、毎月の保険料を納めるのが難しいときは、学生納付特例制度の申請手続きを…

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎ 9134

学生のみなさんへ



収入が少なく、毎月の保険料を納めるのが難しいときは、学生納付特例制度の申請手続きを…

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎ 9134

栃木県 地方自治功労者 表彰

6月15日(木)、県民の日記念式典で元町収入役の秋山勉さん（愛宕町）が、永年にわたり地方自治の振興に努めてきたことが認められ、地方自治功労者の表彰を受けられました。



表彰状を手にする秋山勉さん

環境美化活動 で表彰

6月28日(水)、栃木県公館で、栃木県道路愛護連合会から(株)パナホーム北関東エコセンターが表彰されました。

ISOの一環として、会社を基点に周辺道路の美化に積極的に取り組んでこられた功績が、今回認められたものです。



感謝状を手にする(株)パナホーム北関東エコセンター